「大規模災害発生時におけるホテルカデンツァ東京
一部施設借用に関する協定」の締結について

2024 年 6 月 11 日
東京電力パワーグリッド株式会社
荻窪支社

株式会社ジェイシティー（代表取締役社長：塚原　和幸、以下、「ジェイシティー」）および東京電力パワーグリッド株式会社荻窪支社（荻窪支社長：今井　義人、以下、「東電ＰＧ」）は、6 月 10 日、「大規模災害発生時におけるホテルカデンツァ東京一部施設借用に関する協定」（以下、「本協定」）を締結しました。

本協定は、大規模災害発生時における電力復旧活動の迅速な対応を目的に、ジェイシティーが運営するホテルカデンツア東京の一部施設を東電ＰＧが借用する事に関して協定を締結したものになります。

当社は、日頃より電力設備の強化や保守・点検作業を通じて、電力の安定供給に努めるとともに、大規模災害を想定した訓練を定期的に行うなど、災害時の対応力強化に取り組んでおります。
今後も，本協定の締結を機に、地域事業者との相互連携を強化し、各々の役割や具体的実施事項等について協議を重ね、地域防災へ貢献していきたいと考えています。

１．締結日
2024 年 6 月 10 日
２．協定の概要
・ 大規模災害発生時に東電ＰＧがホテルカデンツァ東京の一部施設を借用すること
・ 借用できる施設に関すること
（１）復旧対策施設の設営できる場所
（２）復旧要員が宿泊できる場所
（３）復旧工事車両が駐車できる場所

＜別紙＞ 大規模災害発生時におけるホテルカデンツァ東京一部施設借用に関する協定書

以　上

＜本件に関するお問い合わせ先＞
東京電力パワーグリッド株式会社
連絡先　０１２０－９９５－００７

大規模災害発生時におけるホテルカデンツァ東京

一部施設借用に関する協定書

株式会社ジェイシティー（以下、「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社荻窪支社（以下、「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　大規模災害に伴う電力復旧活動の復旧対策施設、復旧要員の宿泊施設、復旧工事車両の駐車場所として、甲の承諾のうえ甲の施設を乙が借用する場合について定めるものとする。

（借用の依頼）

第２条　大規模災害により、乙の受け待ちエリア（都区内）の電力設備に著しい被害が発生し、乙が必要と判断した場合に、甲に施設の借用を依頼できるものとする。

（借用できる施設）

第３条　本協定における甲から乙が借用できる施設は以下のとおりとし、具体的には甲乙協議のうえ決定する。

① 所在地

東京都練馬区高松５丁目８番20号　ホテルカデンツァ東京

② 借用できる施設

（１）復旧対策施設の設営できる場所

（２）復旧要員が宿泊できる場所

（３）復旧工事車両が駐車できる場所

（借用の開始）

第４条

① 乙は、甲の施設の借用が必要と判断した場合には、甲に対し、直接訪問または電話連絡により、甲の施設の借用を依頼できる。なお、双方の連絡先ならびに担当箇所は以下のとおりとする。

甲：ホテルカデンツァ東京　03-5372-4411（代表）

乙：東京電力パワーグリッド株式会社荻窪支社地域担当　090-3576-9179

② 乙は、借用に当たっては、甲の営業を優先し、甲の承諾を得たうえで借用をすることができる。

（借用期間および使用料）

第５条

① 借用期間は、電力設備の復旧に必要な期間とし、具体的には甲乙が協議のうえ決定する。

② 甲の施設の使用料は、別途甲乙協議により決定する。

（留意事項）

第６条

① 乙は、甲の施設の借用期間は、乙の責任において常時職員を配置し施設の保全に万全を期すとともに、返還に当たっては原状回復する。

② 借用施設の鍵は、乙の責任において管理し、借用施設の返還時に返却する。

③ 返還に当たっては、甲に借用施設の状況を確認していただき、承認を得たうえで引き渡す。

（有効期限）

第７条　本協定の有効期限は、令和６年６月10日から令和７年３月31日までとし、期間満了の１ケ月前までに、甲または乙から別段の意思表示がない時は、さらに１年間延長するものとする。

（規定外条項）

第８条　本協定に定めのない事項が生じた時、または、本協定の各条項の解釈に疑義が生じた時に、甲と乙は誠意をもって協議し、解決するものとする。

本協定成立の証として、本書２通を作成し、甲乙双方記名の上、各１通を保有するものとする。

令和６年６月10日

東京都練馬区高松５丁目８番20号
甲　株式会社ジェイシティー
代表取締役社長 塚原 和幸

東京都練馬区中村北１丁目12番地７号
乙　東京電力パワーグリッド株式会社
荻窪支社長　今井　義人

借用施設に関する細目

借用施設の細目は以下のとおりとするが、借用できる施設については、協定書第３条のとおり、甲乙の協議により決定する。

（１）復旧対策施設の設営できる場所

①対策本部

a.会議室　　施設内の１部屋（100m²程度を目安）

b.付帯設備　音響設備（マイク・スピーカー等）×一式

映写設備（プロジェクター・スクリーン等）×一式

c.その他　　化粧室・洗面所

②復旧要員休憩（食事）場所

a.会議室　　施設内の１部屋（100m²程度を目安）

・食事については、乙が用意するものとする

（２）復旧要員が宿泊できる場所

原則として、①小宴会場の使用とするが、状況に応じて②客室の使用も可能とする。

①小宴会場　　ガーベラ（ホテル棟）×1 部屋（69 m²）

コスモス（ホテル棟）×1 部屋（69 m²）

・寝具に関しては、乙が用意するものとする

・宿泊可能人数は 60 人を想定

②客室　91 室中、可能な限り

・借用中は、ベッドメイキングや清掃不要

・各室ともエキストラベッドを使用し、収容人員最大で使用

・最大収容人員を上回る使用は行わない

（３）復旧工事車両が駐車できる場所

原則として、①ホテル棟正面ロータリーの使用とするが、状況に応じて②地下駐車場の使用も可能とする。

①ホテル棟正面ロータリー

②地下駐車場　80 台中、可能な限り

・最大車高 2.4ｍまで駐車可能

以上

【写真左から、株式会社ジェイシティー　塚原代表取締役社長、今井荻窪支社長】